

# 告 示

直方市告示第 240 号

## 直方市国民健康保険等窓口業務委託に係る公募型プロポーザルの実施

直方市国民健康保険等窓口業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 17 日

直方市長 大塚進弘

### 記

#### 1. 目的

国民健康保険、公費負担医療、後期高齢者医療、国民年金及び介護保険に関する窓口業務（以下「国民健康保険等窓口業務」という。）においては、窓口での細やかな対応と要件に応じた案内や取り次ぎ、あるいは様々な要望に適切に対処することが求められる。そこで、本業務の特性を理解しつつ、質の高い安定した住民サービスを積極的に提案できる事業者で、業務遂行に最適な能力を有する者を、企画提案方式によって決定するものである。

#### 2. 業務概要

- (1) 業務名称 直方市国民健康保険等窓口業務委託
- (2) 業務場所 直方市殿町 7 番 1 号 直方市役所庁舎 1 階
- (3) 業務内容 「直方市国民健康保険等窓口業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 業務体制 仕様書のとおり
- (5) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。

ただし、契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までは本委託業務の運営に向けての業務準備及び引継ぎの期間とし、業務開始日は令和 5 年 4 月 1 日とする。なお、業務準備及び引継ぎ等の期間における経費は受託者の負担とする。

### 3. 契約上限金額

提案上限額は下記のとおりとする。ただし、金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

なお、参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

金額（令和5年4月1日から令和8年10月31日まで43カ月分）

49,880,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(内訳)	令和5年4月1日から令和6年3月31日	13,920,000円
	令和6年4月1日から令和7年3月31日	13,920,000円
	令和7年4月1日から令和8年3月31日	13,920,000円
	令和8年4月1日から令和8年10月31日	8,120,000円

54,868,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4. スケジュール

事業者の募集から、事業者の決定、事業着手、運用開始までの流れについては、次のとおりとする。なお、事業スケジュールについては現時点の予定であり、変更する場合がある。

(1) 公募開始	令和4年10月17日（月）
(2) 質問票の提出期限	令和4年10月24日（月）午後5時まで
(3) 質問票の回答送付	令和4年10月28日（金）午後5時までに
(4) 参加申込書提出期限	令和4年10月31日（月）午後5時まで
(5) 企画提案書提出期限	令和4年11月11日（金）午後5時まで
(6) 書類審査（1次審査）	令和4年11月18日（金）
(7) プレゼンテーション（2次審査）	令和4年12月13日（火）
(8) 審査結果通知	令和4年12月中旬
(9) 契約締結	令和4年12月下旬
(10) 業務準備期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
(11) 業務開始日	令和5年4月1日

### 5. 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次の要件を全て満たす者であること。なお、複数の事業者による共同提案については参加を認めない。

- (1) 令和4年度直方市一般（指名）競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 告示日から受託候補者決定までの期間において、福岡県及び直方市から指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 主たる営業所または従たる営業所の所在地が福岡県内にあり、迅速な対応及び連絡調整が可能であること。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を取得していること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本仕様書記載事項の内容を速やかに満たすことができるとともに、業務に精通した者を従事させることができること。

## 6. プロポーザル参加申込書等の提出方法

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ プライバシーマーク認証写し、または ISMS 認証の写し

(2) 提出期限 令和4年10月31日（月）午後5時まで

(3) 提出先 下記12のとおり

### (4) 提出方法

提出書類はすべて電子データとし、電子メールで提出すること。なお、電子メールで送信する場合は、送信後に担当者へ電話で連絡して着信を確認すること。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

### (5) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、令和4年11月11日（金）午後5時までに、理由を付した参加辞退届（様式7）を電子メールで提出すること。

## 7. 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問票により提出すること。また、質問の内容は、参加申込書及び企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

(1) 提出書類 質問票（様式5）

(2) 提出期限 令和4年10月24日（月）午後5時まで

(3) 提出先 下記12のとおり

(4) 提出方法

質問書を電子メールで提出すること。なお、送信後に担当者へ電話で連絡し、着信を確認すること。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 質問に対する回答

令和4年10月28日(金)午後5時までに電子メールにより回答するとともに、質問及びその回答の内容を取りまとめ、市ホームページに掲載する。

8. 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 提出書類

- ア 会社概要(様式2)
- イ 業務実績一覧(様式3)
- ウ 企画提案書(任意様式)
- エ 見積書(様式4)及び見積内訳書(任意様式)

(2) 提出期限 令和4年11月11日(金)午後5時まで

(3) 提出先 下記12のとおり

(4) 提出方法

提出書類はすべて電子データとし、電子メールでの提出もしくは、提出書類を格納したCD-R等の電子媒体を、窓口へ持参して提出すること。なお、電子メールで送信する場合は、送信後に担当者へ電話で連絡して着信を確認し、持参する場合は、事前に電話連絡のうえ持参すること。電話連絡及び窓口への持参は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 留意事項

見積書は押印不要とし、発行責任者の役職及び氏名、担当者氏名、連絡先電話番号を記載すること。

企画提案書は任意様式とするが、表紙及び目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

表紙には以下の事項を記載すること。

- ・ 宛名 「直方市長」
- ・ 提案書表題 「直方市国民健康保険等窓口業務委託提案書」
- ・ 提案者名

また、提案内容については、以下の項目について記載するものとする。また、提案書内(表紙を除く)に事業者名等、提案者が特定できるような情報は記載しないこと。

ア 基本方針

- ・ 市民サービスの向上及び持続可能な行政運営のための取り組みとして、基本方針を記載すること。

- イ 業務の進行管理
  - ・ 業務遂行における進行管理（成果検証、分析方法、事務改善策等）、及び市民サービス向上のための具体的な提案について記載すること。
- ウ 業務履行のスケジュール
  - ・ 実施計画（契約期間終了時の時期受託事業者への引継ぎも含む）について記載すること。
  
- エ 業務施行体制（組織体制、業務責任者等）
  - ・ 業務の管理体制（人員配置計画、管理者配置、指揮・命令系統、委託者との連絡体制）について記載すること。
- オ 業務施行体制（人材育成、人材確保、従事者管理、採用方針、雇用形態等）
  - ・ 人材育成の方針や研修計画、教育体制、人材確保（地元採用への配慮等）の方針について記載すること。
- カ 支援体制
  - ・ 業務従事者の突発的な欠員や来庁者等の繁閑による支援体制について記載すること。
- キ 個人情報の保護
  - ・ 個人情報の取り扱い、及び漏洩防止のための対策について記載すること。
- ク 苦情処理への対応
  - ・ 苦情処理対応（現場対応、責任体制等）について記載すること。

## 9. 審査方法及び選定について

### （1）審査方法

審査方法は、企画提案書等提出書類の審査（1次審査）、及び企画提案に基づくプレゼンテーション（2次審査）とし、「直方市国民健康保険等窓口業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査する。なお審査は、本市職員を審査委員として行う。

### （2）書類審査（1次審査）

企画提案書等による提案内容について審査・採点を行い、総合計点が高い上位3者を選定する。

- ア 提案者が3者以下の場合も書類審査は実施する。ただし、採点結果が最低基準点に満たない場合は選定しない。
- イ 結果の通知については、結果の如何にかかわらず、すべての提案者に書面にて速やかに通知する。
- ウ プレゼンテーション（2次審査）の詳細については、書類審査によって選定された者に別途通知する。なお、通知のあった者は、プレゼンテーション出席者報告書（様式6）を電子メールで提出すること。

(3) プレゼンテーション（2次審査）

書類審査によって選定された者による提案プレゼンテーションを実施して、その提案内容について審査・採点を行い、総合計点が一番高い者を受託候補者として決定する。

- ア プレゼンテーションの時間は30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とする。
- イ 提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。
- ウ 提案への参加人数は3名以内とし、プレゼンテーション出席者報告書（様式6）に記載のある者とする。
- エ 提案者は、審査中に事業者名等、提案者が特定できるような情報を公表しないこと。
- オ プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は本市において準備するが、その他必要な機器については提案者が準備すること。
- カ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- キ 提案者が1者のみの場合もプレゼンテーションは実施する。ただし、採点結果が最低基準点に満たない場合は選定しない。
- ク 採点の結果、2者以上が最高得点となった場合、審査項目の「業務の進行管理」、「人材育成、人材確保、従事者管理、採用方針、雇用形態等」、「支援体制」の得点の合計額が高い者を上位とし、なお同点の場合は、さらに審査項目「見積金額」の得点を合計して高い者を上位とする。
- ケ 結果の通知については、結果の如何にかかわらず、すべての提案者に書面にて速やかに通知する

10. その他

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、業務及びスケジュールを変更または中止する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提案書提出期限後の差し替え、追加、削除は認めない。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明等、必要に応じて使用できるものとし、本プロポーザル以外には使用しない。
- (6) 提出された書類は原則公開しない。ただし、直方市情報公開条例（平成31年3月22日条例第3号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人等の権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開することとする。このため、公開されることによって提案者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないように留意し、当該情報が含まれる場合には適切な措置を講じること。

- (7) 審査の経緯、審査内容に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立てには応じない。ただし、審査において選定されなかった者は、結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式任意）にて請求できることとする。

1 1. 別添様式等

- ・ (様式1) プロポーザル参加申込書
- ・ (様式2) 会社概要
- ・ (様式3) 業務実績一覧
- ・ (様式4) 見積書
- ・ (様式5) 質問票
- ・ (様式6) プレゼンテーション出席者報告書
- ・ (様式7) 参加辞退届

1 2. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市保険課⑦番窓口

担 当：佐々木・石井・下原

電 話：0949-25-2116 (直通)

F A X：0949-29-9843

E-mail：n-kaigo@city.nogata.lg.jp